

部活動地域展開支援ポータル運営等業務委託公募型プロポーザル

募集要項

1. 目的

豊中市において進める部活動の地域展開に関し、生徒・保護者が安心して地域クラブを選択・参加できる環境を整備するとともに、地域クラブの円滑かつ持続可能な運営を支援することを目的とする。

本業務では、民間事業者の専門的知見やノウハウを活用し、①地域クラブ情報の発信・マッチング機能を有するポータルサイトの構築、②ICTツール（アプリ等）を活用した地域クラブの運営実務の一元管理支援、③地域クラブの認定手続き及び問い合わせ対応体制の整備を行うことで制度運用の効率化及び関係者の利便性向上を図る。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

部活動地域展開支援ポータル運営等業務委託

(2) 業務内容

別添「部活動地域展開支援ポータル運営等業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

(3) 履行期間

ポータルサイトの構築及び導入期間：契約締結日から令和8年（2026年）11月30日まで

運用期間：令和8年（2026年）12月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

※受託者は、令和8年（2026年）12月1日までに、ポータルサイトの公開、認定地域クラブの認定申請受付及び問い合わせ受付が開始できる状態とすること。

(4) 予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 13,225,000円

令和9年度から令和13年度までに係る運用・保守費用についても提案すること

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴う提案であることとし、機能要件仕様書中、必須／要望欄が必須の項目について、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステム改修を行うことで実現するのに必要な費用、初期設定費用、保守費用及び職員等研修費用を含み、見積書に記載すること。契約に必要となる正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案いただく見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。

また、提示された令和13年度までの見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、提案参加申込書等の提出日時時点で、下記のすべての要件を満たす者とする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。なお、同申込書等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク又は ISO27001 若しくはこれらと同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申し立てを含む。以下「更生手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更生手続き開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続き開始の申し立てをしなかった者又は更生手続き開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又はほかの共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。
- (11) 共同事業体により参加する場合は、構成員の中から代表事業者を定めるものとし、代表事業者及び構成員は本業務の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

4. 日程※いずれも令和 8 年（2026年）

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 募集要項等の公表 | 7 月 1 7 日（金） |
| (2) 提案参加申込書・誓約書提出期限 | 7 月 2 9 日（水） 1 7 時まで（必着）※ 1 |
| (3) 質問受付期間 | 7 月 2 2 日（水）
～ 7 月 2 9 日（水） 1 2 時まで（必着）※ 2 |
| (4) 質問回答期日 | 8 月 5 日（水） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 8 月 1 2 日（水） 1 7 時まで（必着） |
| (6) 書類審査（書面開催を予定） | 8 月 1 3 日（木）～ 8 月 1 8 日（火）※ 3 |
| (7) 書類審査結果の通知 | 8 月 1 9 日（水）※ 4 |
| (8) 面接審査（プレゼンテーション） | 8 月 2 6 日（水） |

(9) 審査結果の通知 8月28日(金) ※5

(10) 契約の締結 9月上旬(予定)

- ※1 共同事業体にあつては「共同事業体結成届」及び「委任状」も提出すること。
- ※2 質問は電子メールにて受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、原則個別には回答しません。なお、質問内容が提案内容、独自技術、ノウハウその他質問者固有の提案に関するものであり、質問者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が判断した場合は、当該質問者に対してのみ個別に回答することがあります。電子メールの件名は「部活動地域展開支援ポータル運営等業務に係るプロポーザル質問」としてください。
- ※3 提案事業者が4者以上となった場合に実施。面接審査に進んでいただく提案者(3者)を選定します。
- ※4 電子メールで通知。面接審査の詳細(時間・場所等)も合わせて通知します。
- ※5 電子メールで通知
また、上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に改めて通知します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書 共同事業体結成届 委任状 【7月29日提出期限】	正本1部に提案者の代表者印を押印。副本は複写可 ※共同事業体にて応募する場合は、応募グループ名を記入し様式1-2及び様式1-3も提出すること。	様式1-1 様式1-2 様式1-3
2	会社概要	※共同事業体にて応募する場合は、代表事業者、構成事業者ごとに作成すること。	様式2-1
3	業務経歴書	これまで他自治体(豊中市以外)において同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。 ※共同事業体にて応募する場合は、代表事業者、構成事業者ごとに作成すること	様式2-2
4	誓約書 【7月29日提出期限】	※共同事業体にて応募する場合は、代表事業者が提出すること。	様式3
5	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。 ・統括責任者及び担当者は提案者の会社に属すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務地は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図	様式4

		を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。	
6	統括責任者及び担当者の業務実績調書	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式 5
7	見積書（導入） 見積書（運用・保守）	・見積書には、総額のほか、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠、項目ごとの内訳を添付すること。 ・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可	様式 6 様式 7
8	入札参加停止措置等状況調書	公募開始日から過去3 年以内の処分歴を必ず記載してください。 ※共同事業体にて応募する場合は、代表事業者、構成事業者ごとに作成すること	様式 8
9	機能要件仕様書		様式 9
1 0	辞退届	※共同事業体にて応募する場合は、代表事業者が提出すること。	様式 1 0
1 1	企画提案書	・企画提案書はA 4 判で、2 0 枚（両面。片面換算で4 0 ページ分）以内とし、表紙、目次及びページ番号を付してください（表紙・目次・パンフレット等についてはこの2 0 ページには含みません。）。 ・表紙については、「部活動地域展開支援ポータル運営等業務企画提案書」と表題し、日付、提案者名を記載してください。 ・企画書は、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記載してください。また、本文の文字サイズは原則1 2 ポイントとし、多色刷りは可としますが、モノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮してください。 ・企画書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現としてください。 ・提案内容は、全て実現できるものとし、もし業務実施後に提案内容が実現できない場	

		合は、本市の承認のもと、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とします。	
1 2	資格を証明する文書の写し	・プライバシーマーク、ISO27001等セキュリティ及び個人情報保護に関する資格を保有することを証明する文書の写し	証明書
1 3	管理体制を確認するための書類	・提案するクラウドサービスの安全性を確認するため、次のいずれかを提出すること。 ① ISMS 認証を受けていることが確認できるもの（事業者 HP の掲載情報でも可） ② ISMAP の管理基準を満たすことの確認ができる資料の提出 ③ ISMAP クラウドサービスリストへの登録が確認できること（ISMAP クラウドサービスリストの掲載情報でも可） ④ 日本セキュリティ監査協会の SOC 報告書 ⑤ 上記の監査報告書や認証等の提出ができない場合は、サービス提供者及び当該サービスの信頼性が十分であることを総合的に判断するために下記すべての書類を提出すること。なお、提出書類を総合的に審査し、公募要件を満たさないと判断する場合があります。 a. 経営が安定していることを確認するための貸対照表 b. サービスを提供する基盤環境やアプリケーションに係るセキュリティ対策が適切に整備され、運用されていることを確認するために、内部で実施したセキュリティ監査や自己点検の実施状況、セキュリティ研修の実施状況の提出（いずれも実施日・実施概要等） c. 外部サービスの開発及び運用において、本市の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを確認するために品質保証体制の組織体制図 d. 外部サービスに本市の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、原因を調査・排除できる体制を整備していることを確認するため、セキュリティ管理体制の組織体制図 e. 【資本関係に海外を含む場合】資本関係・	

		役員情報がわかる資料	
--	--	------------	--

※共同事業体での参加の場合、様式2-2「業務経歴書」、様式4「業務実施体制調書」、様式5「統括責任者及び担当者の業務実績調書」、様式2-1「会社概要」において共同事業体での参加、各会社の役割が明確に把握できるようにしてください。

(2) 提出部数及び形式

- ・提出部数：正本1部、副本5部※押印が必要な書類については、正本1部のみとし、残りの部数は複写可とします。
- ・形式：上記の紙媒体（正本1部、副本5部）を提出すること。併せて、提出書類一式の電子データを提出すること。電子データは、CD-R、DVD-R又は電子メール等により提出するものとする。電子データは、原則としてPDF形式とし、編集可能なデータ（Word、Excel、PowerPoint等）についても併せて提出すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）8月12日（水）（午後5時必着）

(4) 提出方法

事務局あてに持参（土日祝日及び開庁時間以外を除く）、郵送、宅配便のいずれかとし
ます。郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に提出書類の到達について確認して
ください。

※電子データは電子メールで提出可

(5) 提出先

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎6階）

豊中市教育委員会事務局学校教育課地域クラブ係

(6) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補者
の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

6. 質疑対応

質問がある場合は、メールで事務局あてに提出してください。

- ・提出先アドレス：chiikiclub@city.toyonaka.osaka.jp

※電話もしくは開封確認にてメールの到着を確認すること。

※提出件名は「部活動地域展開支援ポータル運営等業務に係るプロポーザル質問」とす
ること。

- ・受付期間：令和8年（2026年）7月22日（水）～7月29日（水）正午まで（必着）

- ・回答期日：令和8年（2026年）8月5日（水）

- ・回答方法：原則として、市ホームページに質問及び回答を掲載する。なお、質問内容
が提案内容、独自技術、ノウハウその他質問者固有の提案に関するものであり、質問

者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が判断した場合は、当該質問者に対してのみ個別に回答することがあります。

7. 選定方法

(1) 審査方針

- ・事業者選定の審査は、「部活動地域展開支援ポータル運営等業務事業者選定委員会」にて審査する。
- ・審査にあたっては、審査基準に基づき提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者としない。

(2) 評価項目

- ・評価項目は以下のとおり。

項目	配点	評価のポイント
1. 機能要件への適合性 (仕様審査)	110点	・様式9 機能要件仕様書のとおり
2. 提案内容の総合評価 (提案審査)	50点	・ポータルサイトの使いやすさ ・クラブ運営支援機能 ・指導者育成・研修システム ・事務局運営・問い合わせ対応体制 ・実績・実施体制 ・システム運用・保守体制
3. 価格 (価格審査)	40点	・見積額（導入及び5年間（令和13年度まで）の費用）の妥当性等

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で10点減点

(3) 審査スケジュール

【書類審査】

令和8年（2026年）8月13日（木）～8月18日（火）に「部活動地域展開支援ポータル運営等業務事業者選定委員会」を開催し、書類審査にて面接審査に進出する提案者を選定する。書類審査は、委員会の合議により面接審査の対象事業者を選定する。ただし、提案事業者が4者未満の場合は、書類審査は行わず、面接審査から実施する。

【面接審査】

面接審査は、委員会の合議により行い、評価点数が最も高い事業者を優先契約候補事業者と決定する。

➤ **日時：**令和8年（2026年）8月26日（水）時間未定

※時間及び場所（豊中市役所内の会議室を予定）等の詳細については、令和8年（2026年）8月19日（水）に、審査対象となる提案者へ電話、電子メール又は郵送により通知します。

➤ **発表時間等：**40分程度（1提案者につき20分以内の発表後、質疑・応答すること

とします。)

- **資料**：事前に提出していただいている企画提案書を用いての発表とします。
- **機材等**：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者でご用意をお願いします。本市は、モニター、電源、HDMI ケーブルのみ用意します。
- **プレゼンテーションを行う者**：本業務に携わる担当者とします。
- **その他**：プレゼンテーションの参加者は補助者を含めて3名までとします。

(4) 優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を優先契約候補事業者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和8年（2026年）8月28日（金）頃にメールにて通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②予算上限額を超える提案を行った場合
- ③提案書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提案書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行う等、正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨面接審査（二次審査）に不参加の場合
- ⑩選定委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めた場合
- ⑪前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. 契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和8年（2026年）9月上旬を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

10. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- ③提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式10）を文書で提出すること。
- ④審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ⑤提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑥質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- ⑧契約締結にかかる事務手続きは速やかに行うこと。

11. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1

豊中市教育委員会事務局 学校教育課地域クラブ係（担当：木村、吉川）

TEL 06-6858-2847

FAX 06-6846-9649

E-mail chiikiclub@city.toyonaka.osaka.jp